

検数料金表



一般社団法人 全沖縄検数協会

検数料金表

I. 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき/単位：円)

品目		二類港	その他の港湾
コンテナ	実入	101.80	101.80
	空	97.00	97.00
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車		126.80	126.80
袋物・ベール物		169.10	169.10
冷凍品・冷蔵品		322.40	322.40
木材	水落しのも の 岸壁揚のもの	106.80	106.80
	南洋材 その他材	154.00	154.00
鋼管（口径12インチ以上） 鉄鋼コイル		126.80	126.80
一般鋼材 （工場専用岸壁扱いのもの）		195.80	195.80
専用船	コンテナ	実入	61.70
		空	58.90
揚積貨物	ノックダウン自動車	95.20	95.20
	パルプ	124.00	124.00
一般雑貨		229.50	229.50

- (注) 1. 二類港、その他の港湾は、別紙のとおりです。
 2. 木材（原木のプレスリング状態のものに限る）については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。
 3. コンテナ詰又はコンテナ出される貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき/単位：円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	384.70
雑貨類・機械類（1個あたり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	361.90
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個あたり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	340.50

(1).料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿・取扱数量等が類似している場合はその貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

◇長期大量割引

同一委託者から同一貨物の引受において、次のいずれかの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの取扱量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき/単位：円)

昼 夜 区 分	二類港	その他の港湾
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	3,911	3,911
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	6,083	6,083

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち又は、天候あるいは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき/単位：円)

昼 夜 区 分	二類港	その他の港湾
昼 間 (08時30分から 16時30分まで)	31,020	31,020
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,020	31,020

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)作業手配の取消しの場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降、2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2)半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれ最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（1トンにつき／単位：円）

	二類港	その他の港湾
書類作成料	36.60	36.60

7. 分担金等

区分	金額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 40銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 35銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

- (1)料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量又は容積のいずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合にはその例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも20フィート型は1個あたり32トン、40フィート型は1個あたり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立合作業・輸出免状整理作業を行った場合及び、特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

別 紙

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、荊田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等の料金

エキストラ料金

類似品目表

係数適用表

検数に係る付帯作業等の料金について

1. 料金表 II-10-(4) に係る作業及び書類作成の料金

- (1) 委託者の要求による特別作業
- (イ) パレタイズ立会作業 …………… 1 トンにつき **471 円**
 - (ロ) ブロックストウェーじ作業 …………… エキストラ料金
- (2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費
- (イ) 輸出免状整理料金 …………… 免状 1 通につき **429 円**
 - (ロ) 輸入ポートノート作成料金 …………… 1 通につき **814 円**
 - (ハ) CLP 作成料金 …………… 1 件につき **2,860 円**
 - (ニ) CERTIFICATE [証明書] 作成料金 …………… 1 件につき (2 通 正・副) **2,860 円**
1 通増すごとに …………… **715 円**
 - (ホ) ファイナルストウェーじプラン及び、ブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
 - (ヘ) 撒貨物〔穀飼類を除く〕等の本船書類整理料金 …………… 1 トンにつき **99 円**

2. 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

(1 トンにつき/単位: 円)

貨物区分	二類港	その他の港湾
汚損品乙類 ・ 危険品丙類	278.10	278.10
汚損品甲類 ・ 危険品乙類	323.50	323.50
危険品甲類 ・ 非鉄金属	428.50	428.50

(注) 汚損品及び、危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚 損 品	汚 損 品 甲 類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚 損 品 乙 類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危 険 品	危 険 品 甲 類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危 険 品 乙 類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硫酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性又は引火性物 (引火点摂氏 27 度以下のもの) 硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危 険 品 丙 類	樟脳及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品並びに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非 鉄 金 属	非鉄インゴット 及び電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3. 割増料金

(1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金、エキストラ料金-1）に対して、それぞれの料金の **10割増** とします。

(2) 深夜料金（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の **13割増** とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の **13割増** とします。

(3) 深夜待機料金

(1口1時間につき/単位：円)

区 分	二類港	その他の港湾
深 夜（21時30分から翌日05時まで）	8,995	8,995

(4) 深夜最低料金

(1口につき/単位：円)

区 分	二類港	その他の港湾
深 夜（21時30分から翌日05時まで）	66,220	66,220

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれかにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3ヶ月以上の長期契約があること
- (2) 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
(同一港での作業引受を基準とします)
- (3) 1回あたりの取扱量が3,000トンを超えるもの
(1港1船の1作業（場所）を単位とします)
- (4) 同一貨物とは、料金表の類似品目表区分（P10～11）とします
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金について

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には下記の料金とします。

1. 1人1シフト当たり

昼 間 (08時30分～16時30分)	48,840 円
半 夜 (16時30分～21時30分)	41,140 円
深 夜 (21時30分～05時00分)	104,830 円

2. 1人1ヵ月当たり

時間外を含まない場合	889,900 円
時間外1時間につき	4,389 円
時間外25時間以内を含む場合	980,100 円

※消費税及び地方消費税の加算

(1)料金の総額に消費税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

類似品目表

品 目		類 似 品 目	
コ ン テ ナ	実入	20・40型コンテナ 実入 (在来船扱いのもの)	
	空	20・40型コンテナ 空 (在来船扱いのもの)	
ユニタイズ貨物		パレタイズ・プレスリング貨物 (1ユニット内の個数無関係のもの)・ 車輛・舟艇 (単体20トン以上のもの)・機械 (1個当たり5トン以上のもの)	
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車 (1港1船積1,000トン以上)	
袋物・ペール物		肥料・セメント 砂糖 (麻袋)・塩 (すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・ 雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
冷凍品・冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品 (温度に関係なく適用する)	
木 材	水落しのもの	南洋材 米材・その他	
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・ その他木材 (製材の撒を除く)	
鋼管 (口径12"以上)		鋼管 (口径12"以上のもの)	
鉄 鋼 コ イ ル		鉄鋼コイル	
一 般 鋼 材		工場専用岸壁扱いのもの	
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ	実入	20・40型コンテナ実入 (コンテナ専用船扱いのもの)
		空	20・40型コンテナ空 (コンテナ専用船扱いのもの)
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの パルプ専用船扱いのもの		
一 般 雑 貨	雑 貨 類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・ 薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合 成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂 (含原 料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品 (含嗜好品)・ アニマルボーン・コーヒー/ココアビーン・油糧 種実	
	機 械 器 具 類	機械 (1個当たり5トン未満のもの)・器具・部品・金物 製品・単車・自転車・CKD (1港1船積1,000トン未満)	
	窯 製 品 類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類	
	油 類	鉱・魚・動物・植物油・油脂	
	銅 礦 石 類	銅礦石 (袋物)・石材	
	ソ ー ダ ー 類	石灰・ソーダー・アルミナ	
	織 維 原 料 類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑 鉄 類	屑鉄 (撒を除く)	
青 果 類	野菜・果実 (冷凍品、冷蔵品を除く)		

品 目	類 似 品 目	
一 般 雑 貨	一 般 鋼 材	一般港揚・積の鋼材 (口径12" 未満の鋼管を含む)
	車 輛 ・ 舟 艇	車輛・舟艇 (単体20トン未満のもの)
	製 材	製材 (撒 (はしけ・岸壁取り))

コンテナ出し貨物 コンテナ詰又は コンテナ出し貨物	(A) 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー/ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・他
	(B) 雑 貨 類	(A) (C) 以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ (口径4~8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)・他
	(C) ユニサイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率が良いもの ユニサイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類 (1個当たり5トン以上のもの)・他

附則

*平成18年5月15日の法律改正に伴い届出料金に移行

*この料金表は、令和6年4月1日から施行する。

係 数 適 用 表

(A)	ALFALFA HAY CUBE		アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
	ALFALFA MEAL	(P' BAG)	アルファルファ ミール (紙袋)	1.9
	ALMOND SHELL MEAL		アーモンド穀粕	1.6
	ALMOND		アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN		獣蹄、角	1.3
(B)	BAMBOO BEAN		バンブービーン	1.2
	BARLEY		大 麦	1.2
	BEET PULP PELLETT	(IRAN)	ビート パルプ ペレット (イラン産)	1.8
	BEET PULP PELLETT	(U. S. A)	ビート パルプ ペレット (米国産)	1.3
	BEET PULP	(JUTE BAG)	ビート パルプ (麻袋)	3.0
	BEET PULP	(BALE)	ビート パルプ (バール)	2.5
	BLACK MATPE		ブラック マッペ	1.2
	BLOOD MEAL		血 粉	1.5
	BLUE PEA		エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL		骨 粉	1.5
	BONE MEAL PELLETT		粒状骨粉	1.1
	BRAN		ふすま	1.8
	BUCKWHEAT		そば	1.5
	BUTTER BEAN		バタービーン	1.4
(C)	CANARY SEED		カナリーシード	1.3
	CASEIN		カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL		ひま粕	1.4
	CASTOR SEED		ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL		カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP		カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF		牛のひずめ	2.8
	CHARCOAL		木炭・炭	2.0
	CHEST NUT		栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH		中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN		ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN		コーヒー豆	1.6
	COCOON		かいこ (まゆ)	2.3
	COCOON MEAL		まゆくず	1.5
	COPRA		コプラ (椰子)	2.0
	COPRA MEAL		コプラ粕	1.5
	CRUSHED BONE		碎 骨	1.4
	COTTON SEED MEAL		綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLETT		綿実の粕 (粒状)	1.2
	COTTON SEED		綿 実	2.0
(D)	DRUM	(STEEL)	ドラム (鉄製)	11'
	URUM	(FIBER)	ドラム (ファイバー)	7.7
(F)	FEATHER MEAL		フェザーミール	1.5
	FEED PELLETT		飼料 (粒状)	1.8
	FEED SCREENING		飼料粕	1.2
	FEED OATS		カラス麦	1.8

	FISH MEAL	(HOME MADE)	魚粉 (国産)	1.4
	FISH MEAL	(IMPORT)	魚粉 (輸入)	1.8
	FLAX SEED		亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED		花 種 子	1.5
(G)	GREEN PEA		グリーンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL		落花生粕	1.5
	GRONDNUT		落 花 生	1.6
(H)	HEMP SEED		大麻種子	1.7
	HOOF HORE MEAL		獣蹄角等のくず	1.4
	HOP		ポップ (球果状)	2.8
(I)	INDIAN KAPOK SEED MEAL		インド産カポックシード [®] 粕	1.6
(J)	JUTE YARN		黄麻センイ	3.0
(K)	KAPOK SEED		カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL		カポックの種実粕	1.2
(L)	LACTOSE		ラクトーゼ (乳糖)	1.5
(M)	MALT		麦芽 (ビール麦)	1.7
	MASTARD SEED		からし種子	1.3
	MAIZE		もろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL	(CHINA)	もろこし固形状粕 (中国産)	3.3
	MAIZE MEAL		もろこし粕	1.3
	MEAT MEAL		肉 粕	1.4
	MEAT BONE MEAL		肉 粉 粕	1.2
	MILK		ミルク (紙袋)	1.5-1.9
	MILK POWDER		粉ミルク	1.5
	MILLET		もろこし類	1.2
	MILLET SEED		き び 種	1.3
	MILO		マイロ (もろこしの一種)	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF		獣類のひずめ	2.8
(N)	NIGER SEED		植物の種子	1.5
(O)	OATS		え ん 麦	1.8
	OATS HUSK		えん麦の皮	3.0
(P)	PALMKERNEL MEAL		油やしの粕	1.6
	PELLET		粒	1.3
	POLLARD		ポラード	1.8
(R)	RAPE SEED		ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL		ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN		小 豆	1.2
	RICE BRAN		米 ぬ か	1.8
	RICE		米	1.3
	RICE BRAN MEAL		米ぬか粕	1.5
	RYE		ライ麦	1.2
(S)	SAFFLOWER SEED MEAL		紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL		紅 花 粕	1.8
	SAFFLOWER SEED		紅花種子	1.5
	SESAME SEED		ゴ マ	1.5
	SEAWEED		海 草	1.5
	SHELLED ACORE		殻付どんぐり	1.5
				1.3

	SILK WORM		まゆ	1.4
	SOYA BEAN		大豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL		大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED		ひまわり種子	2.0
(T)	TAPIOKA	(THAILAND)	タピオカ (タイ国産)	2.2
	TAPIOKA FLOUR		タピオカ粉	1.3
	TAPIOKA		タピオカ	1.3
	TEA		茶	4.0
(W)	WHEY POWDER		凝乳粉	1.8